

関政幸

第17号

2016年
7月発行

即行動! 身近で分かり易い県政、よりよい千葉へ



県政報告

1

「千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例案」パブリックコメント(意見募集)を行います!

本県では、**1日約3人**が心原性心肺機能停止の状態で一般の方に目撃されています(平成26年:1082名)。

その際、傍に居合わせた人が、いかに迅速に心肺蘇生法の実施やAEDの使用等の応急処置ができるか。これが多くの人の命を救い、また早期の社会復帰の実現につながります。

このテーマは、私のこれまでのレポートや予算委員会・本会議の質問などで取り上げてきましたが、

所属する自民党会派では、平成27年6月に「AED及び心肺蘇生法の普及促進プロジェクトチームを設置し、関係者や学識経験者等からのヒアリング、先進自治体の視察、立法事実・条文案の調査研究や検討を重ね、促進条例の制定に向けた取組を行ってきました。

今回、条例案についてパブリックコメントを行わせていただきます。

※AED…自動体外式除細動器

皆様からの御意見をお待ちしております!!

パブリックコメント及び条文案はこちらへ

☆期間: 平成28年7月15日から平成28年8月7日まで

☆場所: 自民党千葉県連合支部のホームページ



アドレス: <http://www.chiba-jimin.jp/> 「千葉」「自民党」で検索ヒット

☆9月に設定する「普及啓発強化月間の名称についても募集しています!

県政報告

2

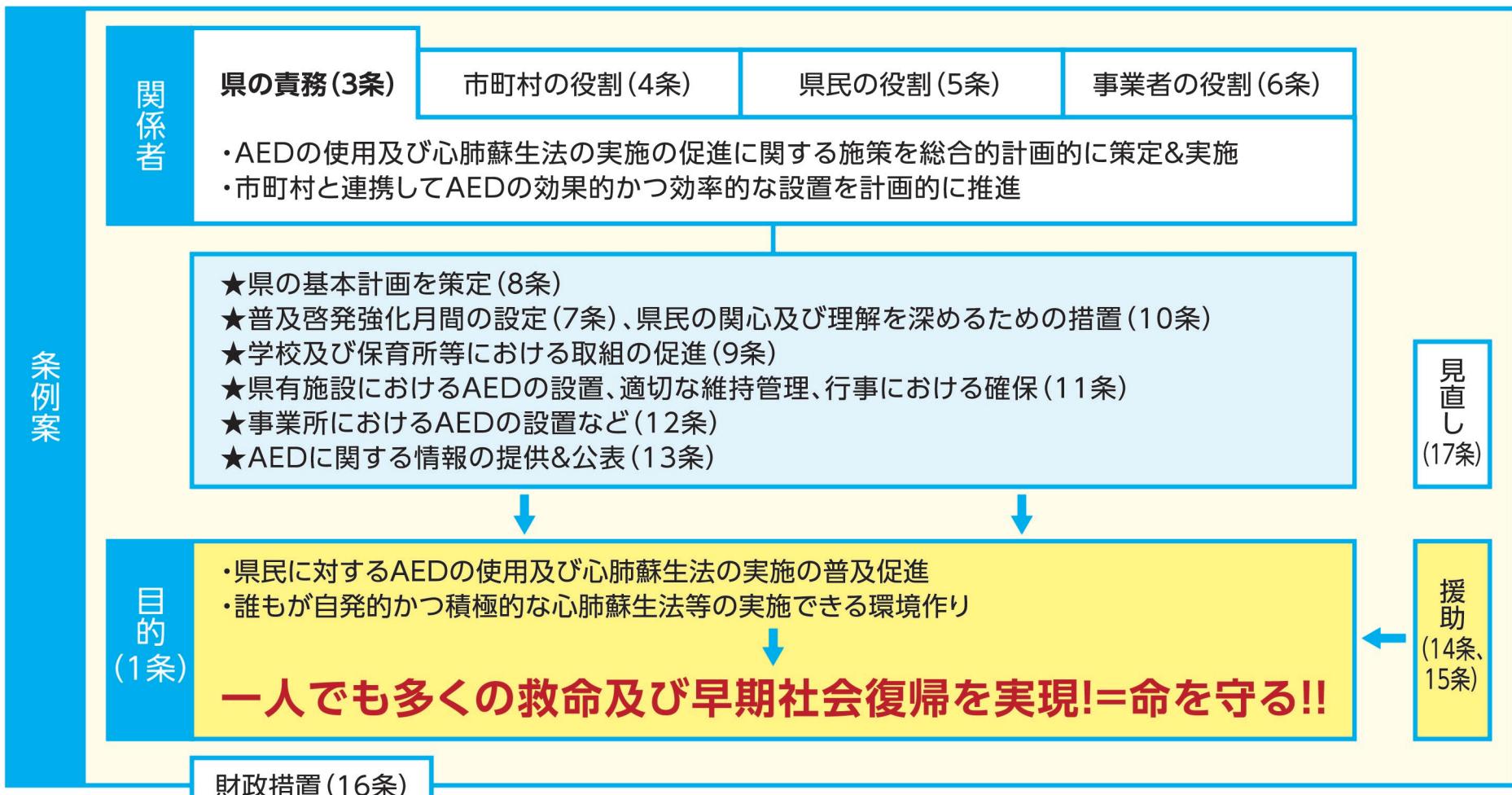
条例案の特徴について ~プロジェクトチーム副座長の視点~

策定作業に携わった立場で端的にポイントを整理してみました。

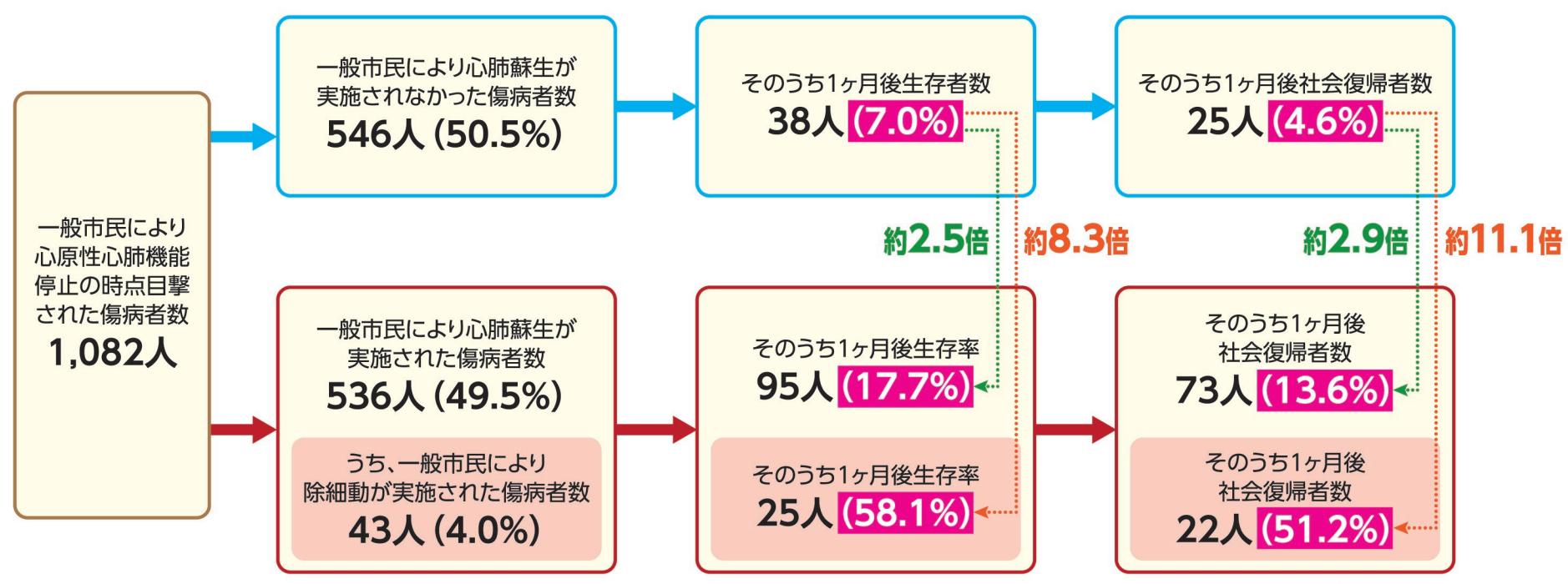
条例案の特徴

- ★ AEDの使用及び心肺蘇生法の実施促進のための県の基本計画を策定します。
- ★ 県立学校における実習訓練を義務化します。
- ★ AEDの適切な設置表示と維持管理を促進していきます。
- ★ 県内のAEDに関する情報の集約と公表をします。
- ★ 万が一、救助実施者が理不尽に訴えられた場合や健康被害等を受けた場合に援助します。

<条例案の整理図>



一般市民により心原性心肺機能停止の時点が目撃された症例のうち、
心肺蘇生及び除細動が実施された場合の1ヶ月生存率と1ヶ月後社会復帰率 (平成26年)



偶然居合わせた人が、ためらうことなく、迅速に心肺蘇生法の実施とAEDの使用ができるように…。

そのためには、何よりもまず、訓練で慣れておく必要があります。心肺蘇生法の内容はシンプルですし、AEDは音声ガイダンスで手順を教えてくれます。

また、心肺蘇生法、AED、行為の法的性質についての正しい知識と理解は、いざという場面での不安感の払しょくに繋がると思いますし、万が一の際の援助の仕組みは、更なる一助になるものと考えております。

引き続き、平成28年9月定例県議会での条例成立を目指して取り組みを進めてまいりますので、皆様のご協力をどうぞよろしくお願ひ致します。